

令和7年度 井川町住宅リフォーム補助金

	子育て世帯		移住・定住世帯		断熱・省エネ・防災減災改修	災害復旧
	(持ち家型)	(中古住宅購入型)	(定着回帰型)	(中古住宅購入型)	(持ち家型)	(持ち家型)
対 象 者	18歳以下の子(※1) 2人以上と同居してい る親子世帯	18歳以下の子(※1) と同居している親子世 帯	県外から町内に住所を移動しようと する方(※2)を含む世帯等		住宅の所有者等	被災住宅(※3) の所有者等
対 象 工 事	リフォーム増改築工事など (補助対象世帯の居住環境の向上に資する工事に限る)				断熱化・省エネ・ 防災減災改修工事	災害復旧工事
	・令和7年4月1日以降に工事が完了するもの ・県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの ・補助対象工事費が50万円以上(消費税含む)					
補 助 額	対象工事費用の10% 上限20万円 (千円未満切り捨て)	対象工事費用の15% 上限30万円 (千円未満切り捨て)	対象工事費用の10% 上限20万円 (千円未満切り捨て)	対象工事費用の15% 上限30万円 (千円未満切り捨て)	4万円	4万円
補 助 額	在宅リモートワーク環境整備工事に要した費用相当額 上限10万円					
対 象 住 宅	一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅部分が1/2以上の住宅)					
対 象 外 工 事	(1) 子育て世帯の居住環境向上に直接的に関係しない工事 (2) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事 (3) 門・塀等、いわゆる外構工事(リフォーム等工事に関わる工事を除く。) (4) 太陽光発電システムの設置に係る経費設置工事 (5) 国のリフォーム等工事補助制度を利用する場合で、その補助対象部分 (6) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用					

- ※1 平成19年4月2日以降に生まれた子をいいます。
- ※2 町内に住所を移動した日が、工事契約日(中古住宅購入型は対象住宅の取得日)から起算して3年以内の方を含みます。
Aターン移住者の場合、在学期間を除いて3年を超えて県外に居住していた方が対象となります。
- ※3 町に災害対策本部が設置される程度の自然災害により被災した住宅をいいます。

補助金の交付を申請するとき ※補助金の交付申請は工事に着手する前にお願いします。

共通	・補助金交付申請書 ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の着手前の写真 ・併用住宅の場合は、住宅部分の延床面積が1/2以上(住宅用車庫、物置の面積は除く)であることがわかる図面 ・建築基準法第6条の規定による確認が必要な場合は確認済証の写し及び図面 ・その他町長が必要と認める書類 ・振込先口座の確認書類(金融機関名・口座番号・口座名義人がわかる通帳やキャッシュカード等)の写し 【在宅リモートワーク環境整備工事の加算を受ける場合】 当該工事の内容が判断できる工事内訳明細書の写し、施工箇所・仕様を表示した図面等、施工前の写真
子育て世帯 (持ち家型)	・住民票謄本又は戸籍謄本 ※続柄が記載された申請日前3ヶ月以内に発行のもの
子育て世帯 (中古住宅購入型)	・住民票謄本又は戸籍謄本 ※続柄が記載された申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書) ※登記官による証明文がある申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・購入した住宅の売買契約書の写し ・中古住宅の空き家期間証明書
移住・定住世帯 (定着回帰型)	・住民票謄本又は戸籍謄本の附票 ※県外居住時の住所が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・申請者が移住者(配偶者)の親又は子である場合は、申請者と移住者(配偶者)との親子関係が確認できる戸籍謄本 ※申請日前3カ月以内に発行のもの
移住・定住世帯 (中古住宅購入型)	・住民票謄本又は戸籍謄本の附票 ※県外居住時の住所が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書) ※登記官による証明文がある申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・購入した住宅の売買契約書の写し ・中古住宅の空き家期間証明書
断熱・省エネ・ 防災減災改修 (持ち家型)	・申請者と住宅居住者が異なる場合、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本 ※申請日前3ヶ月以内に発行のもの
災害復旧 (持ち家型)	・申請者と住宅居住者が異なる場合、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本 ※申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・市町村長等が発行する被災を証する書面又はその写し

完了の実績を報告するとき

共通	・完了実績報告書 ・補助対象工事部分の施工中・施工後の写真（在宅リモートワーク環境整備工事の加算を受ける場合は、当該工事の概要がわかる写真も必要） ・建築基準法による確認済証を受けた工事にあつては、検査済証の写し ・工事内容の変更により、決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真 ・工事費用に係る領収書の写し ・補助金交付請求書 ・住宅リフォーム等工事後に転居する場合は、転居後の住民票謄本 ※報告日前3ヶ月以内に発行のもの ・その他町長が必要と認める書類
断熱・省エネ・防災減災改修（持ち家型）	・断熱改修工事を行った場合は、材料搬入時の梱包材の写真、納品伝票の写し又は出荷証明書等、使用した断熱材の種類等が確認できる書類 ・熱交換型換気設備改修工事を行った場合は、製品仕様書又は製品カタログ等、設置した換気機器の温度（顕熱）交換効率が確認できる書類 ・LED照明設備改修工事を行った場合は、製品仕様書又は製品カタログ等、設置した照明機器の光源が確認できる書類。

注） 工事前・工事中の写真の撮り忘れにご注意ください。
過去に補助金の交付を受けた住宅は申請できません。
予算がなくなり次第、終了します。

完了実績報告書の提出期限：令和8年3月13日（厳守）

問い合わせ先：井川町役場産業課環境整備班 874-4421 有線4422